

第71回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日 時 | 平成28年6月28日(火曜日)午前10時
| (受付開始予定時刻：午前9時)

場 所 | 大阪市北区梅田二丁目4番9号
| ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ

書面による議決権行使期限

平成28年6月27日(月曜日)午後5時

目 次

▶ 第71回定時株主総会招集ご通知	2
▶ 株主総会参考書類	3
第1号議案 取締役10名選任の件	3
第2号議案 監査役1名選任の件	14
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	15
(添付書類)	
▶ 事業報告	16
▶ 連結計算書類等	50

日本ハム株式会社

証券コード 2282



株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

ここに、当社第71回定時株主総会招集ご通知をお届け申し上げます。
当社グループは、「新中期経営計画パート5」（平成27年4月1日～平成30年3月31日）に掲げた「変革による骨太なビジネスモデルの構築」を果たすべく、様々な経営施策を推進し、最終事業年度の目標数値達成に向けて、グループ一丸となって邁進してまいります。
株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年6月

代表取締役社長

末澤 寿一

議決権行使方法についてのご案内

議決権（当社の経営に参加できる権利）をご行使ください。

株主総会における議決権は、株主の皆様が当社の経営に参加できる重要な権利です。

以下の2つの方法をご参照のうえ、是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

■ 株主総会にご出席いただける方

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
（ご捺印は不要です）

■ 株主総会にご出席いただけない方

郵送で事前に議決権をご行使いただけます。
同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご記入のうえ切手を貼らずにご投函ください。（平成28年6月27日（月）午後5時到着分まで有効です。ご捺印は不要です）

第71回定時株主総会



インターネット上の ウェブサイトでの開示について

当社は、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

日本ハム株主総会

検索

<http://www.nipponham.co.jp/ir/events/generalmeeting/>

証券コード 2282
平成28年6月6日

株 主 各 位

大阪市北区梅田二丁目4番9号

日本ハム株式会社

代表取締役社長 末 澤 壽 一

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年4月に発生しました平成28年熊本地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、被災された皆様の安全と一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始予定時刻：午前9時）

2. 場 所 大阪市北区梅田二丁目4番9号
ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ

3. 目的事項

報告事項

1. 第71期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第71期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 取締役10名選任の件

第2号議案 監査役1名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nipponham.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 | 取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、改めて取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。そのうち社外取締役候補者につきましては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。また、当社は、13頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外取締役候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。

候補者 番号	氏名					現在の地位及び担当	取締役会出席回数
1	再任	すえ 末	ざわ 澤	じゅ 壽	いち 一	代表取締役社長（社長執行役員）	19回／19回 (100%)
2	再任	はた 畑		よし 佳	ひで 秀	代表取締役副社長（副社長執行役員）コーポレート本部長	19回／19回 (100%)
3	再任	かわ 川	むら 村	こう 浩	じ 二	代表取締役（専務執行役員）加工事業本部長	19回／19回 (100%)
4	再任	おお 大	こそ 社	ひろ 啓	じ 二	取締役（専務執行役員）海外事業本部長	19回／19回 (100%)
5	再任	いの 井	うえ 上	かつ 勝	み 美	取締役（専務執行役員）食肉事業本部長	14回／14回 (100%)
6	再任	しの 篠	はら 原	かず 三	のり 典	取締役（常務執行役員）関連企業本部長	14回／14回 (100%)
7	再任	き 木	とう 藤	てつ 哲	ひろ 大	取締役（執行役員）加工事業本部営業本部長	14回／14回 (100%)
8	再任	たか 高	まつ 松	はじめ 肇		取締役（執行役員）品質保証部、お客様サービス部担当、コーポレート本部 人事部、法務部、総務部、経理財務部、IT戦略部担当、東京支社長	14回／14回 (100%)
9	再任	かた 片	やま 山	としこ 登志子	社外取締役 独立役員	取締役	19回／19回 (100%)
10	再任	たか 高		いわお 巖	社外取締役 独立役員	取締役	18回／19回 (94.7%)

(注) 取締役井上勝美氏、篠原三典氏、木藤哲大氏及び高松肇氏の取締役会出席回数については、平成27年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。



候補者番号
1

すえざわ じゅいち
末澤 壽一

(昭和29年3月20日生)

再任

所有する当社株式の数	取締役在任期間	取締役会出席回数
14,000株	4年	19回／19回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和51年4月	当社入社	平成23年4月	当社執行役員食肉事業本部海外食肉事業部長、海外食肉事業部事業管理室長、アジア・欧州事業統括
平成9年4月	日本フード関東北陸㈱へ出向、同社事業部長	平成24年4月	当社常務執行役員食肉事業本部長
平成9年5月	同社取締役	平成24年6月	当社取締役(常務執行役員)食肉事業本部長
平成11年5月	同社代表取締役常務	平成26年4月	当社取締役(専務執行役員)食肉事業本部長
平成14年4月	日本フード㈱代表取締役	平成27年4月	当社代表取締役社長(社長執行役員)(現任)
平成15年6月	㈱宝幸代表取締役専務		
平成16年6月	同社代表取締役社長		

取締役候補者とした理由

末澤壽一氏は、当社取締役に就任して以来、食肉事業の分野、また平成27年4月以降は当社代表取締役社長として当社グループの経営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。
引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
2

はた よしひで
畑 佳秀

(昭和33年5月20日生)

再任

所有する当社株式の数	取締役在任期間	取締役会出席回数
16,000株	5年	19回／19回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月	当社入社	平成23年6月	当社取締役(執行役員)経理財務部長、情報企画部担当
平成15年3月	当社経理部次長	平成24年4月	当社取締役(常務執行役員)グループ経営本部長、経理財務部・IT戦略部担当
平成19年3月	当社経営企画本部経理部副部長	平成27年4月	当社代表取締役副社長(副社長執行役員)コーポレート本部長(現任)
平成20年4月	当社経理財務部長		
平成21年4月	当社執行役員経理財務部長		
平成23年4月	当社執行役員経理財務部長、情報企画部担当		

取締役候補者とした理由

畑 佳秀氏は、当社取締役に就任して以来、経理財務及びグループ経営、また平成27年4月以降はコーポレートの分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。
引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
3

かわむら こうじ
川村 浩二

昭和36年1月17日生

再任

所有する当社株式の数	取締役在任期間	取締役会出席回数
11,000株	6年	19回／19回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和58年 4 月	当社入社	平成21年 4 月	当社執行役員グループ経営本部経営企画部長
平成16年 3 月	当社経営企画部次長	平成22年 4 月	当社執行役員関連企業本部長
平成16年 4 月	当社経営企画本部経営企画部次長	平成22年 6 月	当社取締役(執行役員)関連企業本部長
平成19年 4 月	当社経営企画本部経営企画部長	平成27年 4 月	当社代表取締役(専務執行役員)加工事業本部長(現任)
平成20年 4 月	当社グループ経営本部経営企画部長		

取締役候補者とした理由

川村浩二氏は、当社取締役に就任して以来、関連企業の分野、また平成27年4月以降は加工事業の分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。

引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
4

おおこそ ひろ じ
大社 啓二

昭和31年1月7日生

再任

所有する当社株式の数	取締役在任期間	取締役会出席回数
1,071,259株	26年	19回／19回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和55年4月	当社入社	平成18年4月	当社取締役(常務執行役員) 関連企業本部長
平成2年3月	当社営業企画部次長	平成19年4月	当社取締役(専務執行役員) 関連企業本部長
平成2年6月	当社取締役営業企画部長、市場開発室長	平成20年4月	当社取締役(専務執行役員) 品質保証部・お客様コミュニケーション部・中央研究所担当
平成3年3月	当社取締役営業企画部長	平成21年4月	当社取締役(専務執行役員) 品質保証部・お客様コミュニケーション部・中央研究所担当、東京支社長
平成4年6月	当社常務取締役営業企画部長	平成23年4月	当社取締役(専務執行役員) 品質保証部・お客様コミュニケーション部・監査部担当、東京支社長
平成6年6月	当社専務取締役営業企画部長	平成26年4月	当社取締役(専務執行役員) 品質保証部・お客様コミュニケーション部担当、東京支社長
平成6年7月	当社専務取締役マーケティング本部長	平成27年4月	当社取締役(専務執行役員) 品質保証部・お客様サービス部担当、東京支社長
平成7年6月	当社専務取締役マーケティング本部長、近畿圏事業部長	平成28年4月	当社取締役(専務執行役員) 海外事業本部長(現任)
平成8年6月	当社代表取締役社長		
平成14年8月	当社専務取締役東京支社長		
平成15年4月	当社取締役(常務執行役員) 関連企業本部長、東京支社長		
平成15年8月	(株)北海道日本ハムファイターズ代表取締役		
平成17年4月	当社取締役(常務執行役員) 関連企業本部長		
平成17年12月	当社取締役(常務執行役員) 関連企業本部長、事業統轄部長		

取締役候補者とした理由

大社啓二氏は、当社取締役に就任して以来、営業企画、代表取締役社長、関連企業、品質保証・お客様サービスの分野、また平成28年4月以降は海外事業の分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
5

いのうえ かつ み
井上 勝美

昭和31年 1月16日生

再任

所有する当社株式の数	取締役在任期間	取締役会出席回数
4,110株	1年	14回／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和53年 4月	当社入社	平成19年 4月	当社執行役員食肉事業本部豪州事業統括、 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取 締役社長
昭和60年 1月	Nippon Meat Packers Australia Pty.Ltd. (現：NH Foods Australia Pty.Ltd.)へ出向	平成24年 4月	当社執行役員食肉事業本部 特命担当
平成15年 4月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd.取締役副社長 製造統括	平成25年 4月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部長
平成16年 6月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長 製造統括、 M.Q.F.Pty.Ltd.取締役社長	平成27年 2月	当社執行役員食肉事業本部 輸入食肉事業部長、 チルドビーフ部長、フローズンビーフ部長
平成16年10月	当社執行役員Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長、 M.Q.F.Pty.Ltd.取締役社長	平成27年 4月	当社専務執行役員 食肉事業本部長
平成18年 4月	当社執行役員食肉事業本部豪州製造統括、 Nippon Meat Packers Australia Pty. Ltd. 取締役副社長	平成27年 6月	当社取締役(専務執行役員)食肉事業本部長(現 任)

取締役候補者とした理由

井上勝美氏は、当社取締役にな就任して以来、食肉事業の分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。
引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
6

しのはら かずのり
篠原 三典

昭和29年9月25日生

再任

所有する当社株式の数

8,000株

取締役在任期間

1年

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和54年4月 当社入社
平成13年3月 当社加工食品事業部業務改革室長
平成15年4月 当社経営企画部次長
平成16年3月 当社経営企画部副部長
平成16年4月 当社経営企画本部経営企画部副部長
平成17年4月 当社国際部中国事業推進室長
平成18年4月 当社国際部上海事業所長
平成19年4月 当社海外戦略部上海事業所長
平成19年7月 当社経営企画本部企業戦略室次長

平成20年4月 当社グループ経営本部企業戦略室長
平成22年4月 当社執行役員グループ経営本部経営企画部長
平成24年4月 当社執行役員食肉事業本部管理統括部長
平成26年4月 当社執行役員食肉事業本部管理統括部長、事業企画室長
平成27年4月 当社執行役員関連企業本部長
平成27年6月 当社取締役（執行役員）関連企業本部長
平成28年4月 当社取締役（常務執行役員）関連企業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

篠原三典氏は、当社取締役に就任して以来、関連企業分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
7

きとう てつひろ
木藤 哲大

昭和35年2月9日生

再任

所有する当社株式の数

8,000株

取締役在任期間

1年

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和57年4月 当社入社
平成14年3月 当社食肉事業本部輸入プロイラー部次長
平成14年9月 当社食肉事業本部輸入プロイラー部長
平成19年3月 当社食肉事業本部輸入食肉事業部長
平成21年4月 当社加工事業本部営業本部フードサービス事業部長
平成23年4月 当社執行役員加工事業本部営業本部フードサービス事業部長

平成25年4月 当社執行役員加工事業本部営業本部量販事業部長
平成27年4月 当社執行役員加工事業本部営業本部長
平成27年6月 当社取締役（執行役員）加工事業本部営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由

木藤哲大氏は、当社取締役に就任して以来、加工事業分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者いたしました。



候補者番号
8

たかまつ はじめ
高松 肇

昭和32年6月16日生

再任

所有する当社株式の数

4,000株

取締役在任期間

1年

取締役会出席回数

14回／14回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和56年4月 当社入社
平成17年4月 当社加工事業本部マーケティング室次長
平成19年4月 当社加工事業本部管理統括部流通開発室長
平成20年4月 当社グループ経営本部企業戦略室次長
平成20年10月 当社グループ経営本部企業戦略室長
平成24年4月 当社執行役員総務部長、人事部・法務部担当
平成25年4月 当社執行役員総務部・人事部・法務部・エンジニアリング部担当
平成26年4月 当社執行役員グループ経営本部経営企画部長、中央研究所担当

平成27年4月 当社執行役員コーポレート本部経営企画部長、CSR推進部・IT戦略部担当、中央研究所担当
平成27年6月 当社取締役(執行役員)コーポレート本部経営企画部長、CSR推進部・IT戦略部担当、中央研究所担当
平成28年4月 当社取締役(執行役員)品質保証部、お客様サービス部担当、コーポレート本部人事部、法務部、総務部、経理財務部、IT戦略部担当、東京支社長(現任)

取締役候補者とした理由

高松 肇氏は、当社取締役に就任して以来、経営企画の分野、また平成28年4月以降は品質保証・お客様サービス及びコーポレートの分野で事業運営を牽引し、新中期経営計画パート5の諸施策の実施を通じて当社グループの一層の発展に寄与しており、取締役としての職責を果たしております。引き続き豊富な職務経験や知見を取締役として経営に活かすことにより、当社の企業価値の持続的な向上に資する適切な人材と判断し、同氏を取締役候補者となりました。



候補者番号
9

かたやま としこ
片山 登志子

昭和28年6月3日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

一株

取締役在任期間

8年

取締役会出席回数

19回／19回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和52年8月 大阪家庭裁判所裁判所事務官任官
昭和55年4月 大阪家庭裁判所家事部裁判所書記官任官
昭和63年4月 大阪弁護士会登録
平成5年4月 片山登志子法律事務所開設
平成17年7月 片山・黒木・平泉法律事務所(現：片山・平泉法律事務所)開設、現在に至る。
平成20年6月 当社取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

片山・平泉法律事務所弁護士
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西副理事長
一般財団法人 住友生命福祉文化財団監事
国立研究開発法人国立循環器病研究センター監事

社外取締役候補者とした理由

片山登志子氏は、当社取締役に就任して以来、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。弁護士としての専門的知見及び消費者問題に関する豊富な経験を有することから、業務執行を監督する社外取締役として適切な人材と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号
10

たか いわお
高 巖

昭和31年3月10日生

再任

社外取締役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

一 株

取締役在任期間

6 年

取締役会出席回数

18回／19回（94.7%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成 3 年 9 月 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール
フィッシャー・スミス客員研究員
平成 6 年 4 月 麗澤大学国際経済学部専任講師
平成13年 4 月 同大学国際経済学部（現：経済学部）教授（現任）
平成14年 4 月 同大学大学院国際経済研究科（現：経済研究科）
教授（現任）
平成17年 6 月 三井住友海上火災保険㈱社外取締役
平成19年 4 月 京都大学経営管理大学院客員教授
平成20年 4 月 三井住友海上グループホールディングス㈱社外
取締役

平成21年 4 月 麗澤大学経済学部学部長
平成22年 6 月 当社取締役（現任）
平成27年 6 月 三菱地所㈱社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

麗澤大学経済学部教授
麗澤大学大学院経済研究科教授
三菱地所㈱社外監査役

社外取締役候補者とした理由

高 巖氏は、当社取締役に就任して以来、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員及び企業価値向上委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べるなど、当社社外取締役としての職責を果たしております。企業倫理及びCSRに関する研究を長年続けていること並びに国際経済に関する幅広い見識を有することから、業務執行を監督する社外取締役として適切な人材と判断し、同氏を引き続き社外取締役候補者いたしました。

- （注） 1. 取締役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 取締役井上勝美氏、篠原三典氏、木藤哲大氏及び高松 肇氏の取締役会出席回数については、平成27年6月25日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
3. 社外取締役に関する特記事項は以下のとおりであります。

- （1）在任中に不当な業務執行が行われた事実、その事実の発生予防及び発生後の対応について

当社中央研究所において平成22年に特許を取得した家畜飼料用乳酸菌について、特許申請後成立前に実施した研究が特許申請内容通りの効果を確認できないことが判明したにも関わらず、特許手続を進行させて特許を取得するとともに、当該乳酸菌を使用した飼料をお取引先製薬会社1社とライセンス契約を結び、それを継続していたことが平成27年5月に判明いたしました。

社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏は、日頃から健全な企業風土の構築、高い倫理観の醸成に向けて積極的に提言を行うなど業務執行の適正性の確保に努めており、当該事実判明後においては、原因と背景事情の究明を求め、再発防止策の徹底状況について注視し、適宜報告を求めるなどその職責を果たしております。

- （2）社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である片山登志子氏及び高 巖氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

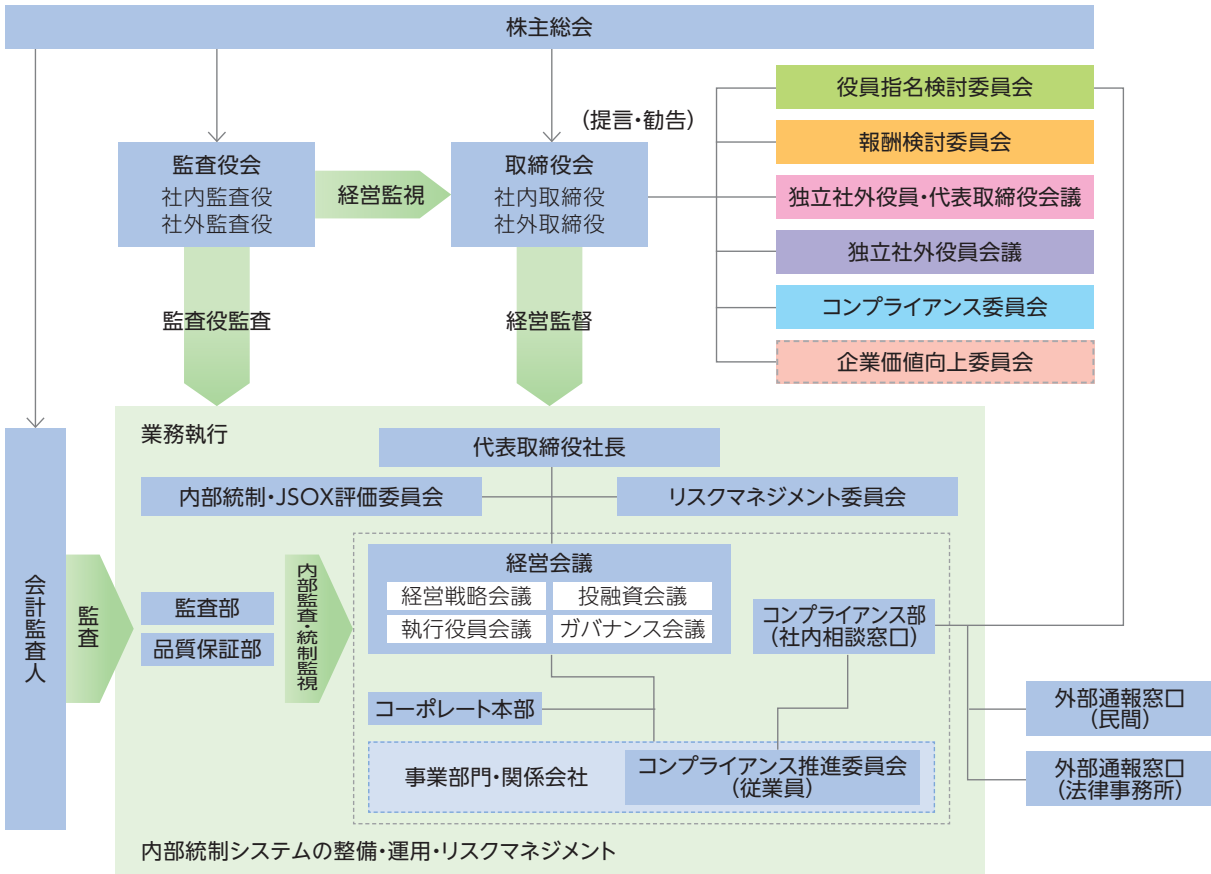
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、当社グループの担う社会的責任を果たし、当社グループの目指す姿「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」の実現に向けて、当社グループが最適と考えるガバナンス体制を構築し、機能させるため、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すとともに、その充実に継続的に取り組む。
- (2) 当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本とする。

2. 体制図



3. 取締役会の諮問委員会

当社は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問委員会として下記の委員会を設置しております。

■ 役員指名検討委員会

取締役候補者・監査役候補者の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 報酬検討委員会

役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 独立社外役員・代表取締役会議

独立社外役員と代表取締役の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上及び風土改革提言の場となるように議論しております。

■ 独立社外役員会議

独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図っております。

■ コンプライアンス委員会

グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策の検討を行っております。

■ 企業価値向上委員会

当社と利害関係のない立場で、当社取締役会に対し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上のための提言をいただいております。

諮問委員会の構成（平成28年4月8日現在）

地 位	氏 名	役 員 指 名 検 討 委 員 会	報 酬 検 討 委 員 会	独 立 社 外 役 員 ・ 代 表 取 締 役 会 議	独 立 社 外 役 員 社 会 議	コンプライアンス 委 員 会	企業価値向上 委 員 会
代表取締役社長	末澤 壽一		○	○		◎	オブザーバー
代表取締役副社長	畑 佳秀	○	○	○		○	オブザーバー
代 表 取 締 役	川村 浩二			○		○	
取 締 役	高松 肇					○	
取 締 役（社 外）	片山登志子＊	○	◎	○	◎	○	
取 締 役（社 外）	高 巖＊	◎	○	○	○		○
監 査 役（社 外）	大塚 明＊		○	○	○		
監 査 役（社 外）	芝 昭彦＊			○	○	オブザーバー	
監 査 役（社 外）	岩崎 淳＊			○	○		

◎委員長・議長 ○委員 ＊独立役員

4. 社外役員の独立性に関する基準（平成25年5月13日取締役会決議）

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下「日本ハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人（注1）（以下「取締役等」という。）となったことがないこと。
2. 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
3. 当社の大株主（注2）又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
4. 日本ハムグループの主要な取引先企業（注3）の取締役等でないこと。
5. 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
6. 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
7. 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」（注4）にないこと。

注1. 「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

注2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

注3. 「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役板垣 博氏は、本総会終結の時をもって監査役を退任いたします。つきましては、改めて監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



お が た し ゅ ん い ち

緒方 俊一

(昭和31年1月22日生)

新任

所有する当社株式の数

11,000株

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和54年 4 月	当社入社	平成22年 4 月	当社執行役員食肉事業本部国内食肉事業部長
平成14年 9 月	当社食肉事業本部国内ポーク部次長	平成25年 4 月	当社執行役員品質保証部長、お客様コミュニケーション部長
平成15年 3 月	当社食肉事業本部国内ポーク部長	平成27年 4 月	当社常務執行役員品質保証部長、お客様サービス部長
平成15年 8 月	当社食肉事業本部国内食肉事業部国内事業管理室長	平成28年 4 月	当社顧問(現任)
平成17年 2 月	当社食肉事業本部管理統括部長		
平成19年 4 月	当社執行役員食肉事業本部管理統括部長		

監査役候補者とした理由

緒方俊一氏は、主として食肉事業に関する業務に従事し、平成25年4月から平成28年3月まで当社執行役員品質保証部長として品質監査に関する豊富な職務経験や知見を有しております。その経験や知見は、監査役の職務に資するものと判断し、同氏を監査役候補者いたしました。

(注) 監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会において補欠監査役に選任された大塚和成氏が平成28年2月23日に補欠監査役を辞退いたしましたので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、候補者からは監査役が任期中に退任し、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の同意を得ております。

また、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。なお、候補者が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、届け出る予定であります。また、当社は、13頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、候補者が当社からの独立性を有していると判断しております。



きたぐち まさゆき

北口 正幸

(昭和42年4月28日生)

新任

補欠社外監査役候補者

独立役員

所有する当社株式の数

— 株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成9年11月 センチュリー監査法人(現：新日本有限責任監査法人)入所
平成14年4月 公認会計士登録
平成15年6月 新日本監査法人(現：新日本有限責任監査法人)退所
平成15年7月 北口公認会計士事務所所長(現任)

平成25年1月 大阪弁護士会弁護士登録、北口法律事務所所長
平成27年1月 招和法律事務所代表(現任)

(重要な兼職の状況)
北口公認会計士事務所所長
招和法律事務所代表

補欠監査役候補者とした理由

北口正幸氏は、公認会計士及び弁護士としての専門的見地・経験等を有しております。その専門的見地・経験等は、監査役の職務に資するものと判断し、同氏を補欠の社外監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間における特別の利害関係はありません。
2. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について

当社は、社外監査役候補者として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、北口正幸氏が社外監査役に就任した場合には、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

当該契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期のわが国経済は、政府の経済政策等により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、緩やかな回復基調で推移したものの、中国経済の減速や新興国を始めとする世界経済の下振れ懸念等、不透明感が継続しました。個人消費については、外国人観光客需要が拡大する一方、年明け以降の株価下落や世界経済の先行き不安による消費マインドの悪化など、依然として厳しい状況が続いております。

当業界におきましては、原材料の価格が落ち着きを見せたものの、国内における豚肉・鶏肉相場は軟調に転じ、人手・車両不足を背景とした物流費の上昇、販売競争の激化等により、依然として経営環境は厳しい状況が続きました。

このような中、当社グループは、平成27年4月からの「新中期経営計画パート5」において、テーマとして掲げた「変革による骨太なビジネスモデルの構築」の実現に向け、2つの経営方針「国内事業の競争優位性の確立」、「グローバル企業への加速」に基づく事業活動を推進してまいりました。具体的施策としては、国内ファーム事業の強化、チーズ専用工場の移転・新設、マレーシア大手の統合型養鶏事業会社であるLay Hong Berhad社との資本業務提携、新商品の開発と販促、人材の育成などに取り組みました。平成27年7月には、開始して3年目となる「ニッポンハムグループフェア」をスーパーマーケット等の店頭で開催し、TVCMを放映するなど、当社グループの認知度向上と売上拡大に努めました。また、生産性の改善などコスト競争力の強化と収益力の向上に加えリスク管理の徹底等を進めるとともに、平成27年11月には「ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針」を制定し、経営体制の強化にも取り組みました。

以上の結果、当期の連結売上高は対前期比2.3%増の1,240,728百万円、営業利益は対前期比4.3%減の46,340百万円となりました。税金等調整前当期純利益及び当社株主に帰属する当期純利益につきましては、為替差損やのれん等の減損損失を計上したことなどにより、それぞれ対前期比27.8%減の32,139百万円、対前期比29.9%減の21,779百万円となりました。

(注) 営業利益は日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価、販売費及び一般管理費を控除して算出しております。

オペレーティング・セグメント別の概況は以下のとおりであります。

加工事業本部

ハム・ソーセージ部門は、「シャウエッセン」を始めとする主力商品のTVCM等、積極的な販売促進や主要ブランド商品のブラッシュアップを図り、コンシューマ商品の売上回復に努めました。歳暮ギフト商戦では、ハムギフト市場全体が苦戦する中、旗艦ブランドの「美ノ国」の販売個数は伸長しましたが、ギフト全体の販売個数は昨年を下回りました。

加工食品部門においては、「石窯工房」や今春の新品「極み焼ハンバーグ」等が堅調に推移するとともに、主力の「中華名菜」も回復してきました。一方、業務用商品は、大手CVSチェーン、外食産業等を中心に価格競争が激化し、ハム・ソーセージ、加工食品部門ともに売上回復が遅れ苦戦いたしました。結果、加工事業全体としての売上高は前年を下回りました。

利益につきましては、継続して取り組んでいる商品構成の見直しや生産ライン集約等によるコスト改善に加え、物流効率化にも取り組み、また、原燃料事情が好転したこともあり増益となりました。

以上の結果、当期の加工事業本部の売上高は対前期比1.4%減の356,581百万円、営業利益は対前期比88.5%増の4,054百万円となりました。

食肉事業本部

国内においては、食肉価格は豚肉・鶏肉で軟調に転じたものの、鶏肉を中心にフード会社の販売数量が増加したことで、全体の売上高は伸長いたしました。また、当社ブランド鶏肉である「桜姫」のTVCMを、夏と秋の2回にわたり関東エリアなどにおいて投入するとともに、インターネットを活用したプロモーションや、お取引先とのタイアップ企画など、他のブランド食肉の訴求も含めた、複合的なコミュニケーションを行いました。

一方、海外においては、米州事業で豚肉の販売価格が下落に転じ苦戦しましたが、食肉事業全体の売上高は前年を上回りました。

利益につきましては、国内のファーム事業においては、相場下落などのマイナス要素もありましたが、国内事業全体としては販売数量の増加やファーム事業の生産性の改善もあり、前期より増益となりました。一方、海外においては、豪州事業における牛の仕入れ価格の高騰、米州養豚事業での豚肉相場下落などで苦戦したことにより、減益となりました。

以上の結果、当期の食肉事業本部の売上高は対前期比3.3%増の877,334百万円、営業利益は対前期比12.1%減の39,660百万円となりました。

関連企業本部

水産部門は、スケソウ、秋鮭等の中国向け輸出が減少しましたが、量販チャンネルにおいて主力のエビ、イカ製品や自社製造商品の販売が伸長したことにより、売上高は前年並みとなりました。

乳製品部門においては、ヨーグルト・乳酸菌飲料は、主力の「バニラヨーグルト」を中心に販促を強化したこともあり、量販チャンネル、CVSチャンネルでの売上高が伸長しました。また、チーズは、主力の製パンチャンネル、外食チャンネルのほか、取組みを強化している市販用チャンネルでも伸長したことから売上高は前年を上回り、乳製品部門全体は増収となりました。

利益につきましては、水産部門は、自社製造商品の売上高が伸長したことに加え、価格改定を進めたことにより利益率が改善し増益となりました。乳製品部門のうち、ヨーグルト・乳酸菌飲料は、売上高の伸長に加え原料価格が安定したことにより、利益が前年を上回りました。チーズは、新工場の立ち上げに伴い固定費が増加しましたが、売上高の伸長により工場の稼働率が改善したことと、原料事情が好転したことなどから利益が前年を上回り、乳製品部門全体では増益となりました。

以上の結果、当期の関連企業本部の売上高は対前期比2.7%増の159,371百万円、営業利益は対前期比694.8%増の2,281百万円となりました。

(2) オペレーティング・セグメント別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
加工事業本部	356,581百万円	98.6%	28.7%
食肉事業本部	877,334百万円	103.3%	70.7%
関連企業本部	159,371百万円	102.7%	12.9%
消去調整他	△152,558百万円	99.6%	△12.3%
合計	1,240,728百万円	102.3%	100.0%

(ご参考) 品種別売上高の状況

区分	金額	前期比	構成比率
ハム・ソーセージ	141,459百万円	94.2%	11.4%
加工食品	221,308百万円	104.2%	17.9%
食肉	716,899百万円	103.7%	57.8%
水産物	94,704百万円	100.3%	7.6%
乳製品	31,396百万円	109.9%	2.5%
その他	34,962百万円	96.4%	2.8%
合計	1,240,728百万円	102.3%	100.0%

(3) 設備投資の状況

当社グループは、生産飼育から処理・加工・製造・流通・販売までのすべてを自社で一貫して行うインテグレーションシステムを構築しており、その中で設備の充実、合理化及び強化を図るため必要な設備投資を実施しております。

当期の設備投資額は総額約368億円（ソフトウェアを含む）で、その主なものは次のとおりであります。

加工事業本部では、日本ハムファクトリー株式会社、プレミアムキッチン株式会社等を中心にハム・ソーセージ及び加工食品の生産設備の増設・更新等に約100億円の設備投資を実施しました。

食肉事業本部では、日本ホワイTFファーム株式会社、インターファーム株式会社等の生産飼育設備の更新・改修等に約66億円、東日本フード株式会社、関東日本フード株式会社等の営業設備の充実に約35億円、日本フードパッカー株式会社等の処理・加工設備の更新に約39億円など合計約153億円の設備投資を実施しました。

関連企業本部では、株式会社宝幸、日本ルナ株式会社等の水産物及び乳製品の生産設備・営業設備の更新等に約71億円の設備投資を実施しました。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第68期 (平成24.4.1 ～平成25.3.31)	第69期 (平成25.4.1 ～平成26.3.31)	第70期 (平成26.4.1 ～平成27.3.31)	第71期 (平成27.4.1 ～平成28.3.31)
売上高	百万円 1,022,839	百万円 1,122,097	百万円 1,212,802	百万円 1,240,728
税金等調整前当期純利益	百万円 28,031	百万円 35,303	百万円 44,544	百万円 32,139
当社株主に帰属する当期純利益	百万円 16,459	百万円 24,524	百万円 31,048	百万円 21,779
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円 銭 79 42	円 銭 122 11	円 銭 152 43	円 銭 106 92
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	円 銭 71 44	円 銭 110 92	円 銭 143 11	円 銭 100 44
総資産	百万円 610,293	百万円 627,220	百万円 661,567	百万円 682,855
株主資本	百万円 293,414	百万円 320,984	百万円 353,664	百万円 356,353
1株当たり株主資本	円 銭 1,474 60	円 銭 1,575 97	円 銭 1,736 18	円 銭 1,749 36

(注) 1. 当社は米国会計基準に基づき連結計算書類を作成しております。
2. 「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」は期中平均発行済株式総数、「希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益」は期中平均発行済株式総数に期中平均潜在株式総数を調整した株式総数、「1株当たり株主資本」は期末発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

(6) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

区分	事業内容
ハム・ソーセージ	ハム・ソーセージ（ロースハム、ボンレスハム、ベーコン、プレスハム、ウインナーソーセージ）の製造及び販売
加工食品	加工食品（ハンバーグ、ミートボール、中華惣菜類、ナゲット類）の製造及び販売
食肉	生産飼育、食肉の処理・加工及び食肉の輸入・販売
水産物	水産加工品の製造及び販売
乳製品	ヨーグルト、チーズ等の製造及び販売
その他	冷蔵冷凍倉庫業、運送業

(7) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

当 社 本 店	大阪市北区梅田二丁目4番9号	
当 社 支 店	東京都品川区大崎二丁目1番1号	
研 究 所	中央研究所(茨城県)	
当 社 生 産 拠 点	諫早プラント(長崎県)	
そ の 他 国 内 生 産 拠 点	日本ホワイトファーム株式会社(青森県) インターファーム株式会社(青森県) 日本ハム食品株式会社(三重県) 日本ハムファクトリー株式会社(静岡県) 日本ハム惣菜株式会社(新潟県) 日本フードパッカー株式会社(青森県) 南日本ハム株式会社(宮崎県) 東北日本ハム株式会社(山形県) 日本ハム北海道ファクトリー株式会社(北海道)	
そ の 他 国 内 生 産 営 業 拠 点	株式会社宝幸(東京都) マリンフーズ株式会社(東京都) 日本ピュアフード株式会社(東京都) 日本ルナ株式会社(京都府)	
当 社 国 内 営 業 拠 点	東京 名古屋 大阪	
そ の 他 国 内 営 業 拠 点	日本物流グループ株式会社(神奈川県) 西日本フード株式会社(福岡県) 東日本フード株式会社(北海道) 関東日本フード株式会社(東京都) 中日本フード株式会社(大阪府) 日本ハム東販売株式会社(東京都) 日本ハム西販売株式会社(大阪府) 日本ハム北海道販売株式会社(北海道) ジャパンフード株式会社(東京都)	
海 外 生 産 拠 点	Texas Farm, LLC(アメリカ) Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi(トルコ) Whyalla Beef Pty. Ltd.(オーストラリア) Thai Nippon Foods Co., Ltd.(タイ) Thomas Borthwick & Sons(Australia) Pty. Ltd.(オーストラリア) Oakey Beef Exports Pty. Ltd.(オーストラリア)	
海 外 営 業 拠 点	NH Foods Australia Pty. Ltd.(オーストラリア) Day - Lee Foods, Inc.(アメリカ)	

(8) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数		前期末増減
加 工 事 業 本 部	5,559名	216名増
食 肉 事 業 本 部	8,197名	477名増
関 連 企 業 本 部	1,826名	54名増
全 社 (共 通)	906名	41名増
合 計	16,488名	788名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 上記の従業員の数には臨時従業員（期間中平均12,916名）は含んでおりません。
3. 上記のうち、当社の従業員数（就業人員数）は1,396名であり、前期末に比べ69名減少しております。

(9) 重要な子会社の状況等 (平成28年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NH Foods Australia Pty. Ltd.	10,650万豪ドル	100.0%	食肉等の販売
株 式 会 社 宝 幸	3,040百万円	100.0%	水産加工品・缶詰・乳製品の製造、販売
Day-Lee Foods, Inc.	1,732万米ドル	100.0%	食肉等の販売、加工食品の製造、販売
日本ホワイトファーム株式会社	1,560百万円	100.0%	畜産物の育成、処理
インターファーム株式会社	1,301百万円	100.0%	畜産物の育成
マリンフーズ株式会社	1,133百万円	100.0%	水産加工品の製造、販売
日本ハム食品株式会社	1,000百万円	100.0%	加工食品の製造
日本ハムファクトリー株式会社	1,000百万円	100.0%	ハム・ソーセージの製造
日本ハム惣菜株式会社	489百万円	100.0%	加工食品の製造
日本物流グループ株式会社	480百万円	100.0%	冷蔵冷凍倉庫業、運送業
西日本フード株式会社	480百万円	100.0%	食肉等の販売
日本フードパッカー株式会社	470百万円	100.0%	畜産物の処理、加工、販売
東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
関東日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
中日本フード株式会社	450百万円	100.0%	食肉等の販売
日本ピュアフード株式会社	410百万円	100.0%	畜産物の加工、販売
南日本ハム株式会社	360百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の製造
日本ハム東販売株式会社	141百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
日本ハム西販売株式会社	88百万円	100.0%	ハム・ソーセージ、加工食品等の販売
ジャパンフード株式会社	40百万円	100.0%	食肉等の輸入、販売
日本ルナ株式会社	397百万円	97.1%	乳酸菌飲料の製造、販売
Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi	12,500万トルコリラ	60.0%	畜産物の育成、処理、販売

- (注) 1. 当社は、平成27年4月1日に「Ege-Tav Ege Tarım Hayvancılık Yatırım Ticaret ve Sanayi Anonim Şirketi」の発行済株式60.0%を取得し、同社を子会社といたしました。
2. 「日本物流グループ株式会社」及び「日本ピュアフード株式会社」に対する当社の議決権比率には、子会社を通じて間接所有分55.0%及び58.5%がそれぞれ含まれております。

② 企業結合等の状況

連結子会社は株式取得等により2社増加しましたが、合併等により2社減少したため、86社（上記の重要な22社を含む。）となっております。また、持分法適用会社は株式取得により6社となりました。

(10) 主要な借入先（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	22,369百万円
株式会社三井住友銀行	20,892百万円
株式会社百十四銀行	14,687百万円
農林中央金庫	8,000百万円

(11) 対処すべき課題

「新中期経営計画パート5」（平成27年4月1日～平成30年3月31日）

テーマ

「変革による骨太なビジネスモデルの構築」

経営方針

- 「国内事業の競争優位性の確立」
- 「グローバル企業への加速」

最終事業年度 目標値

連結売上高	営業利益	売上高営業利益率	ROE
13,000億円	520億円	4.0%	8.0%以上

今後の経済見通しにつきましては、政府の景気対策の効果を引き続き見込むものの、世界的な金融市場の混乱の影響や平成29年4月に予定されている消費税増税等、不透明な状況が続くことが予測されます。

このような環境の中、平成27年4月からスタートいたしました「新中期経営計画パート5」において掲げた「変革による骨太なビジネスモデルの構築」をテーマとし、「国内事業の競争優位性の確立」「グローバル企業への加速」を経営方針として推進してまいります。

加工事業本部につきましては、原材料価格・資材価格は落ち着きを見せ、消費も徐々に回復の兆しがあるものの、消費の二極化と価格競争激化により、引き続き厳しい環境が続くことが予測されます。その中で製販一体となって成長戦略と効率化戦略を推進してまいります。成長戦略では、ブランド力強化によるカテゴリNo.1戦略の推進と、エリア販売の強化、マーケティング力強化により、コンシューマ・業務用・冷凍食品など事業領域毎の戦略を推進するとともにグループ連携をより強化することで、シェアと収益力の向上を目指します。また、お客様に支持される品質と顧客視点に立った商品開発により、新たな価値の提案で新市場を創造してまいります。効率化戦略においては、高生産性ラインの導入など将来を見据えた戦略的設備投資と生産の集中化によりコスト競争力を強化してまいります。

食肉事業本部につきましては、食肉・穀物相場の変動や世界規模での需給動向の変化が激し

く、厳しい経営環境が続くことを予想しています。このような環境の下、自社グループ農場から販売会社まで一貫したインテグレーションシステムを持つ他社にない強みをより強化し、ブランド食肉の拡充で国内販売シェアをさらに拡大してまいります。また、TPP、FTAなど将来の変化も見据えた生産・調達力の強化と、全国への効率的な販売・配送体制の拡充も進めてまいります。

関連企業本部につきましては、水産事業、乳製品事業を柱として、生産力・販売力を強化し、国内事業規模の拡大を図ります。製造分野においては積極的な設備投資を行うことで増産体制の確立、効率化を進めます。また、原料の需給動向の変化が激しい中、調達力を強化し収益力の向上と安定に取り組みます。販売面においては、自社工場製品を軸に、顧客視点のマーケティングと開発力の強化で差別化を図り商品の付加価値を高めてまいります。また、グループ連携で、更なるブランドの浸透を図ります。

平成28年4月から新設する海外事業本部につきましては、「新中期経営計画パート5」の経営方針に掲げた「グローバル企業への加速」をグループ一丸となって推進することを目的として立ち上げました。従来、各事業本部等が行っていた海外事業を集約することにより、現地内販中心のビジネスモデルへの転換を加速させます。平成28年3月に公表しましたマレーシアのLay Hong Berhad社との合併会社等を新たに加え、海外市場においても、食肉、ハム・ソーセージ、加工食品、水産品、乳製品など、グループの総合力を活かした幅広い商品及びサービスの提供を強力に推進し、海外売上高の拡大を図ります。

以上のように当社グループを取り巻く環境は大変厳しく、課題も山積しておりますが、「新中期経営計画パート5」で掲げた「変革による骨太なビジネスモデルの構築」のテーマのもと、経営方針、経営戦略に、グループ一丸となって取り組んでまいります。株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2. 株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	570,000,000株
(2) 発行済株式の総数（自己株式295,049株を含む）	204,000,000株
(3) 株主数	10,816名
(4) 大株主	

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	22,093千株	10.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	15,908千株	7.81%
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	7,537千株	3.70%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,354千株	3.61%
農 林 中 央 金 庫	5,926千株	2.91%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,570千株	2.73%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	5,494千株	2.70%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,650千株	2.28%
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	3,493千株	1.71%
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	3,226千株	1.58%

（注） 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日に当社役員が有する新株予約権の状況

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ① 新株予約権の数 | 32個 |
| ② 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式32,000株
(新株予約権 1 個につき1,000株) |
| ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計 | |

区分	名称	行使期間	行使価額	個数	保有者数
取 締 役	第1回新株予約権 (2004年新株予約権)	平成16年7月13日 ～平成36年6月30日	1株当たり1円	9個	2名
	第2回新株予約権 (2005年新株予約権)	平成17年7月12日 ～平成37年6月30日	1株当たり1円	6個	2名
	第3回新株予約権 (2006年新株予約権)	平成18年8月9日 ～平成38年6月30日	1株当たり1円	9個	2名
	第4回新株予約権 (2007年新株予約権)	平成19年7月27日 ～平成39年6月30日	1株当たり1円	8個	2名

（注） 平成20年5月9日開催の取締役会において、「株式報酬型ストックオプション制度」を平成19年度以前のストックオプション付与分を残して廃止しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 （社長執行役員）	末 澤 壽 一	
代表取締役副社長 （副社長執行役員）	畑 佳 秀	コーポレート本部長
代表取締役 （専務執行役員）	川 村 浩 二	加工事業本部長
取締役（専務執行役員）	大 社 啓 二	品質保証部・お客様サービス部担当、東京支社長
取締役（専務執行役員）	井 上 勝 美	食肉事業本部長
取締役（執行役員）	篠 原 三 典	関連企業本部長
取締役（執行役員）	木 藤 哲 大	加工事業本部 営業本部長
取締役（執行役員）	高 松 肇	コーポレート本部 経営企画部長、CSR推進部・IT戦略部担当、中央研究所担当
取 締 役	片 山 登志子	片山・平泉法律事務所弁護士 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 副理事長 一般財団法人住友生命福祉文化財団監事 国立研究開発法人国立循環器病研究センター監事
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授 三菱地所株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	板 垣 博	
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 海事補佐人 日本海運集会所海事仲裁委員 神戸市教育委員 株式会社ノーリツ補欠監査役
監 査 役	芝 昭 彦	芝経営法律事務所代表 株式会社ベリサーブ社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役片山登志子氏及び高 巖氏は、社外取締役であります。
2. 監査役大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏並びに社外監査役である大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏を、株式会社東京証券取引所の定める独立役員と指定して届け出ております。また、当社は、34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、社外役員全員が当社からの独立性を有していると判断しております。
4. 監査役岩崎 淳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する幅広い知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 就 任

- ① 平成27年2月13日開催の取締役会において、平成27年4月1日付で末澤壽一氏が代表取締役社長に、畑 佳秀氏が代表取締役副社長に、川村浩二氏が代表取締役役にそれぞれ選定され、就任いたしました。
- ② 平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会において、井上勝美氏、篠原三典氏、木藤哲大氏及び高松 肇氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ③ 平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会において、西原耕一氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。

(2) 退 任

- ① 平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、小林 浩氏、竹添 昇氏及び内田幸次氏が取締役を退任いたしました。
- ② 平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、西尾勝利氏、本井文夫氏及び森本民雄氏が監査役を退任いたしました。

(ご参考)

平成28年4月1日現在の経営体制は次のとおりであります。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 (社 長 執 行 役 員)	末 澤 壽 一	
代 表 取 締 役 副 社 長 (副 社 長 執 行 役 員)	畑 佳 秀	コーポレート本部長
代表取締役(専務執行役員)	川 村 浩 二	加工事業本部長
取締役(専務執行役員)	大 社 啓 二	海外事業本部長
取締役(専務執行役員)	井 上 勝 美	食肉事業本部長
取締役(常務執行役員)	篠 原 三 典	関連企業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	木 藤 哲 大	加工事業本部 営業本部長
取 締 役 (執 行 役 員)	高 松 肇	品質保証部、お客様サービス部担当、コーポレート本部 人事部、法務部、総務部、経理財務部、IT戦略部担当、東京支社長
取 締 役	片 山 登志子	片山・平泉法律事務所弁護士 適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者支援機構関西 副理事長 一般財団法人住友生命福祉文化財団監事 国立研究開発法人国立循環器病研究センター監事
取 締 役	高 巖	麗澤大学経済学部教授 麗澤大学大学院経済研究科教授 三菱地所株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	板 垣 博	
常 勤 監 査 役	西 原 耕 一	
監 査 役	大 塚 明	神戸居留地法律事務所弁護士 海事補佐人 日本海運集会所海事仲裁委員 神戸市教育委員 株式会社ノーリツ補欠監査役
監 査 役	芝 昭 彦	芝経営法律事務所代表 株式会社ベリサーブ社外取締役 フクダ電子株式会社社外監査役 空港施設株式会社社外監査役
監 査 役	岩 崎 淳	岩崎公認会計士事務所所長 井関農機株式会社社外取締役

(取締役に兼任していない執行役員)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	宮 階 定 憲	食肉事業本部 管理統括部長、事業企画室長、食肉審査室長
常務執行役員	板 東 冠 治	海外事業本部 管理統括部長、管理統括室長
執行役員	三 国 和 浩	関連企業本部 事業統括部長
執行役員	大 山 浩 一	加工事業本部 管理統括部長
執行役員	矢 野 博 之	コーポレート本部 経営企画部長、中央研究所担当
執行役員	大 社 修 司	加工事業本部 ハム・ソーセージ事業部長
執行役員	小 川 貞 一	加工事業本部 営業本部 販社統括事業部長
執行役員	前 田 文 男	食肉事業本部 フード・物流事業部長
執行役員	片 岡 雅 史	コーポレート本部 広報IR部長、コーポレート・コミュニケーション推進室、CSR推進部担当
執行役員	藤 井 秀 樹	海外事業本部 アジア・欧州事業部長
執行役員	前 田 啓 次	加工事業本部 営業本部 量販事業部長
執行役員	中 島 茂	戦略推進室長、エンジニアリング部担当
執行役員	小 田 信 夫	加工事業本部 デリ商品事業部長
執行役員	伊 藤 忠 明	食肉事業本部 輸入食肉事業部長
執行役員	井 川 伸 久	加工事業本部 営業本部 フードサービス事業部長、デリカ部長
執行役員	平 井 邦 治	コンプライアンス部長
執行役員	永 井 賢 一	食肉事業本部 国内食肉生産事業部長
執行役員	関 孝 雄	食肉事業本部 国内食肉事業部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

【当社の役員報酬に関する基本的な考え方】

優秀な人材を経営者として登用・確保し、役員の職務遂行が企業価値の最大化につながることを目的に、「透明性」、「公正性」及び「合理性」の高い報酬体系としております。

役員報酬における「透明性」、「公正性」及び「合理性」を担保するため、役員報酬の制度構築・運用・水準等については、社外取締役を委員長とする報酬検討委員会の検討・合議を経て取締役会において決定することとしております。

【取締役報酬の概要】

1. 取締役の報酬は、役位別に定めた標準額に株式取得型報酬を加えた額としております。なお、退職慰労金は支給しておりません。

(1) 標準額は基本報酬と評価報酬で構成されております。標準額のうち、80%を基本報酬、20%を評価報酬としております。評価報酬は、年度業績及び個別に設定する目標の達成度合いに応じて0～40%の割合で展開しております。

- (2) 中長期的な業績反映を意図した株式取得型報酬は、毎月一定の報酬額としております。取締役はその一定額で当社株式を取得（役員持株会経由）します。この株式は在任期間及び退任後１年間は譲渡できないものとしております。
2. 社外取締役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

【監査役報酬の概要】

監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。なお、退職慰労金及び株式取得型報酬は支給していません。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額

	標準額		株式取得型報酬	合計
	基本報酬	評価報酬		
取締役13名	237百万円	50百万円	53百万円	340百万円
(うち社外取締役2名)	(22百万円)			(22百万円)
監査役8名	82百万円			82百万円
(うち社外監査役5名)	(33百万円)			(33百万円)
合計	319百万円	50百万円	53百万円	422 (55) 百万円

- (注) 1. 報酬等の総額には、平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役3名（うち社外監査役2名）に対する報酬を含んでおります。
2. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、株主総会における決議により、取締役月額42百万円（平成8年6月27日定時株主総会決議）、監査役月額8百万円（平成10年6月26日定時株主総会決議）となっております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	監査役会 出席回数 (出席回数／開催回数)	発言状況
取締役	片 山 登志子	19回／19回 (100%)	—	弁護士としての専門的知見を有し、加えて消費者問題に関する豊富な経験をもとに、コンプライアンス経営、消費者を意識した品質No.1経営の推進に向けた発言を適宜行っております。 また、報酬検討委員会の委員長、役員指名検討委員会の委員及びコンプライアンス委員会の委員を務めました。
	高 巖	18回／19回 (94.7%)	—	企業倫理やCSRに関する研究を専門とする大学教授としての専門的見地及び国際経済に関する幅広い見識をもとに、健全かつ効率的な経営の推進に向けて、経営全般に対する発言を適宜行っております。 また、役員指名検討委員会の委員長、報酬検討委員会の委員及び企業価値向上委員会の委員を務めました。
監査役	大 塚 明	19回／19回 (100%)	15回／15回 (100%)	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
	芝 昭 彦	13回／14回 (92.9%)	10回／10回 (100%)	弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、公正で客観的な立場から、グループ経営の適法性及び妥当性を確保するための発言を適宜行っております。
	岩 崎 淳	14回／14回 (100%)	10回／10回 (100%)	公認会計士としての専門的見地と豊富な経験に基づき、財務会計分野はもとより、経営全般に対する発言を適宜行っております。

(注) 監査役芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏については平成27年6月25日の就任後に開催された取締役会及び監査役会のみを対象としております。

② 当事業年度中に不当・不正な業務執行が行われた事実、その事実の発生予防及び発生後の対応について

当社中央研究所において平成22年に特許を取得した家畜飼料用乳酸菌について、特許申請後成立前に実施した研究が特許申請内容通りの効果を確認できないことが判明したにも関わらず、特許手続を進行させて特許を取得するとともに、当該乳酸菌を使用した飼料をお取引先製薬会社1社とライセンス契約を結び、それを継続していたことが平成27年5月に判明いたしました。

社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏は、日頃から健全な企業風土の構築、高い倫理観の醸成に向けて積極的に提言を行うなど業務執行の適正性の確保に努めており、当該事実判明後においては、原因と背景事情の究明を求めるほか、再発防止策の徹底状況について注視し、適宜報告を求めるなどその職責を果たしております。

社外監査役の大塚 明氏は、他の監査役とともに日頃から業務執行の適正性を確保するための監査に努めるほか、日頃より取締役会及び監査役会において、内部統制システムや具体的施策について確認・意見表明しておりますが、当該事実判明後においては、再発防止策の実施状況について監視を行うなどその職責を果たしております。社外監査役である芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏は、当該事実の発生時には当社監査役に就任しておりませんでした。当社監査役に就任以降、他の監査役とともに日頃から業務執行の適正性を確保するための監査に努めており、当該事実判明後においては、再発防止策の実施状況について監視を行うなどその職責を果たしております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外取締役である片山登志子氏及び高 巖氏並びに社外監査役である大塚 明氏、芝 昭彦氏及び岩崎 淳氏の各氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該契約内容の概要は次のとおりであります。

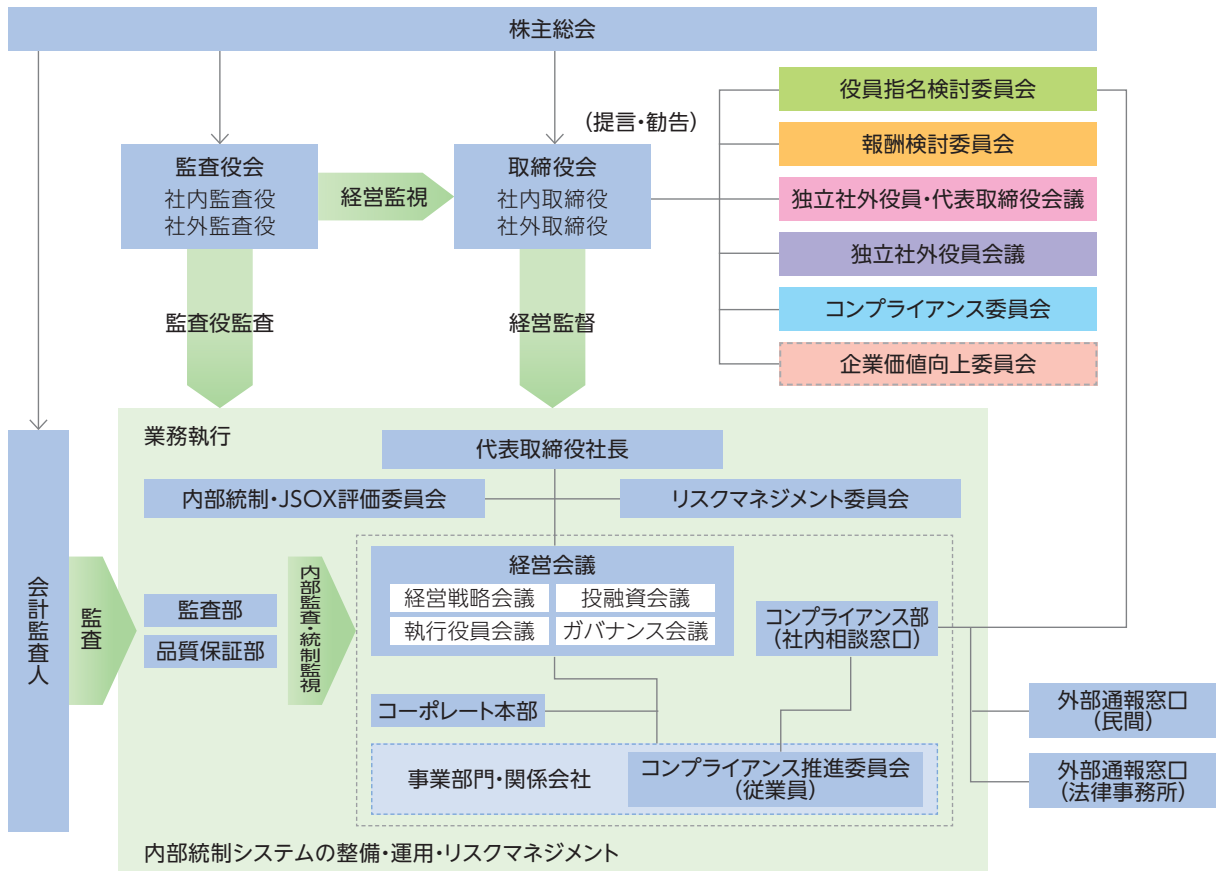
- (a) 社外取締役又は社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (b) 上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス体制

1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、当社グループの担う社会的責任を果たし、当社グループの目指す姿「世界で一番の食べる喜びをお届けする会社」の実現に向けて、当社グループが最適と考えるガバナンス体制を構築し、機能させるため、当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を示すとともに、その充実に継続的に取り組む。
- (2) 当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本とする。

2. 体制図



3. 取締役会の諮問委員会

当社は、経営の客観性と透明性を高めるため、取締役会の諮問委員会として下記の委員会を設置しております。

■ 役員指名検討委員会

取締役候補者・監査役候補者の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 報酬検討委員会

役員（執行役員を含む）の報酬の決定に対する透明性と客観性を高めるため、取締役会の監督機能の強化を図っております。

■ 独立社外役員・代表取締役会議

独立社外役員と代表取締役の忌憚のない意見交換を通して、当社グループの企業価値向上及び風土改革提言の場となるように議論しております。

■ 独立社外役員会議

独立した客観的な立場に基づく情報交換と認識の共有を図っております。

■ コンプライアンス委員会

グループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策の検討を行っております。

■ 企業価値向上委員会

当社と利害関係のない立場で、当社取締役会に対し、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から当社の買収防衛策のあり方や当社グループの企業価値向上のための提言をいただいております。

諮問委員会の構成（平成28年4月8日現在）

地 位	氏 名	役 員 指 名 検 討 委 員 会	報 酬 検 討 委 員 会	独 立 社 外 役 員 ・ 代 表 取 締 役 会 議	独 立 社 外 役 員 会 議	コンプライアンス 委 員 会	企業価値向上 委 員 会
代表取締役社長	末澤 壽一		○	○		◎	オブザーバー
代表取締役副社長	畑 佳秀	○	○	○		○	オブザーバー
代 表 取 締 役	川村 浩二			○		○	
取 締 役	高松 肇					○	
取 締 役（社 外）	片山登志子＊	○	◎	○	◎	○	
取 締 役（社 外）	高 巖＊	◎	○	○	○		○
監 査 役（社 外）	大塚 明＊		○	○	○		
監 査 役（社 外）	芝 昭彦＊			○	○	オブザーバー	
監 査 役（社 外）	岩崎 淳＊			○	○		

◎委員長・議長 ○委員 ＊独立役員

4. 社外役員の独立性に関する基準（平成25年5月13日取締役会決議）

「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、当社の社外役員及び社外役員候補者が、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当該社外役員又は当該社外役員候補者が当社からの独立性を有しているものと判断する。

1. 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下「日本ハムグループ」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ）、監査役（社外監査役は除く。以下同じ）、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他重要な使用人（注1）（以下「取締役等」という。）となったことがないこと。
2. 日本ハムグループの取締役等の三親等以内の親族でないこと。
3. 当社の大株主（注2）又はその取締役等、もしくは日本ハムグループが大株主となっている者の取締役等でないこと。
4. 日本ハムグループの主要な取引先企業（注3）の取締役等でないこと。
5. 日本ハムグループから当事業年度において1,000万円以上の寄付を受けた者（当該寄付受領者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
6. 日本ハムグループから取締役・監査役報酬以外に、当事業年度において1,000万円以上の報酬を受領している弁護士、公認会計士、各種コンサルティング等の専門的サービス提供者（当該サービス提供者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に直近過去5年間所属していた者をいう。）でないこと。
7. 本人が取締役等として所属する企業と日本ハムグループとの間で、「社外役員の相互就任関係」（注4）にないこと。

注1. 「重要な使用人」とは、部長職以上の使用人をいう。

注2. 「大株主」とは、総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。

注3. 「主要な取引先企業」とは、日本ハムグループとの取引において、支払額又は受取額が、日本ハムグループ又は取引先の連結売上高の2%以上を占めている企業をいう。

注4. 「社外役員の相互就任関係」とは、当社グループの取締役等が社外役員として現任している会社から社外役員を迎え入れることをいう。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	報酬等の額	195百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	384百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、NH Foods Australia Pty.Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積もりの算出根拠の相当性について必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務」等の対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項】

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 当社は、企業理念、経営理念のもと、企業理念の実現に向けた行動指針の実践的運用と徹底のため、日本ハムグループ行動基準を定める。日本ハムグループの役員及び使用人はこれを遵守する。
- (b) 日本ハムグループの役員は、法令、定款、日本ハムグループ行動基準を含む社内規程等の遵守を率先して垂範するとともに、使用人に対し周知徹底する。
- (c) 日本ハムグループ全体のコンプライアンスに関する方針や施策を総合的に検討するためにコンプライアンス委員会を設置する。当社コンプライアンス部は、定期的及び必要に応

じて日本ハムグループ行動基準の見直しを行い、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底するものとする。

(d) 代表取締役社長が指名した役員を委員長とするコンプライアンス委員会を定期的に開催し、コンプライアンスの浸透状況や具体的な問題点及び課題等を取締役会に報告する。

(e) 日本ハムグループにおける法令遵守上疑義のある行為等について、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、コンプライアンスの社内相談窓口及び社外相談窓口を設置・運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 取締役は、その職務に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書取扱に関する定めに基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保管しかつ管理する。

イ. 株主総会議事録と関連資料

ロ. 取締役会議事録と関連資料

ハ. 取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料

ニ. 取締役を決定者とする決定書類及び付属書類

ホ. その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(b) 代表取締役社長は、上記（a）における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者となる。代表取締役社長は、会社法所要の議事録の作成に係る職務を行う。

(c) 上記（a）に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理に関する定めを制定し、日本ハムグループ全体のリスク管理に関する方針や施策を総合的に検討するためにリスクマネジメント委員会を設置するほか、日本ハムグループのリスクを統括的に管理し、リスク管理体制を明確化する部署としてリスク管理を統括する部署を設置する。

(b) リスク管理を統括する部署は、コンプライアンス部及び関係部署と連携し、リスク管理に関する定めに基づき想定されるリスクに応じた平時の予防体制及び有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備する。

(c) リスク管理部署は、日本ハムグループにとって重要なリスクを選定し、グループ全体視点で合理的かつ最適な方法で管理することを目的としてリスクマネジメント委員会を定期的に開催し、リスク情報の共有、対応確認を行う。

(d) 監査部は、コンプライアンス部、リスク管理部署及び事業部門関係部署と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を監査する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 取締役会の意思決定の透明性と妥当性を高めるため、原則として取締役のうち複数名は社外取締役とする。

- (b) 取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。
- (c) 代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規則に定める機関又は手続きにより必要な決定を行う。職務権限規則については、法令の改廃・業務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すものとする。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 当社は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、企業理念、経営理念、行動指針、行動基準の実践的運用と徹底を行う体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行取締役・執行役員に、日本ハムグループの使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
 - (b) 日本ハムグループの使用人は、日本ハムグループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合、日本ハムグループ行動基準を含む社内規程等に従って日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告するものとする。コンプライアンス担当役員は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、当該部署は調査で判明した事実関係を確認し、専門性の観点から関係部署と連携して是正措置及び再発防止策を策定し、実施する。
 - (c) 重要な情報については、その内容と会社の対処状況・結果につき適切に日本ハムグループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
 - (d) 代表取締役社長は、監査部を直轄する。監査部は、代表取締役社長の指示に基づき業務執行状況を監査する。その他、品質に関する監査は品質保証部が、また環境に関する監査はCSR推進部がそれぞれ行う。
- ⑥ 当該株式会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 日本ハムグループ行動基準を日本ハムグループの役員及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動基準とする。
 - (b) 上記（a）の徹底を図るため、コンプライアンス部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に日本ハムグループの役員及び使用人に対する教育等を行う。
 - (c) 日本ハムグループの代表取締役及び業務執行取締役・執行役員は、各部門の業務執行の適正を確保するため、主要業務管理規程を整備するなど、内部統制の確立に努める。
 - (d) 監査部は、子会社を定期的な監査の対象とし、日本ハムグループ各社の業務を所管する事業部と連携して監査する。当該監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とする。
 - (e) 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運用に資するため、関係会社管理規則を制定する。子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規則に基づき、当社へ事前承認、事前調整及び報告が行われる体制を構築する。

- (f) 当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、関係会社管理規則に基づき、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とする。
 - (g) 子会社が企業集団として実施するリスク管理について、当社はその状況を把握し、改善の指導を行う体制とする。
 - (h) コンプライアンス窓口を設け、日本ハムグループ内の全使用人が社内相談窓口及び社外相談窓口に直接通報できる制度を設けるとともに、日本ハムグループ内部通報者保護規程を制定し、日本ハムグループの役員及び使用人に周知徹底を図る。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他の不利益な取扱いを行わない。
 - (i) 当社及び子会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、日本ハム株式会社コンプライアンス部に報告する体制とする。
 - (j) 日本ハムグループは、社会の一員として社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求に対しては毅然として対応する。日本ハムグループ行動基準に反社会的勢力に対する対応を定めて日本ハムグループで徹底するとともに、当社総務部において不当要求の情報収集や管理を行い、反社会的勢力に対するリスクの軽減を図る。
 - (k) 日本ハムグループは、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、担当部門及び監査部門がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。また、会計基準や関連法規を遵守するための教育や啓蒙を行い、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
 - (l) 外国の子会社については、合理的な範囲で、本方針に従った適切な内部統制を整備・運用させる。各国の法制等が許容する範囲で当社が設定した個別の内部統制の手続・制度及び会計処理・報告方法を適用させる。
- ⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査役職務を補助すべき使用人として、監査役スタッフを置く。
 - (b) 監査役スタッフの人数等は監査役会との間で協議のうえ決定する。
 - (c) 監査役スタッフは監査役会専任とし、専ら監査役の指示に従ってその監査職務の補助を行う。
 - (d) 監査役スタッフの任命、人事異動、人事評価、懲戒処分には、予め監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。
- ⑧ 当該株式会社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 監査役は、取締役会に出席し、また監査役会の代表者は経営戦略会議及び執行役員会議に出席する。

- (b) 取締役は、次に定める事項を監査役会に報告する。
 - イ. 経営戦略会議で決議された事項
 - ロ. 日本ハムグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ハ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ニ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ホ. 重大な法令・定款違反
 - ヘ. 日本ハムグループ行動基準に反する事項
 - ト. コンプライアンス窓口の通報状況及び内容
- (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役、執行役員及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (d) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利益な取扱いを受けないことを確保する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 原則として、監査役の過半数は社外監査役とし、対外透明性を担保する。
 - (b) 監査役会による代表取締役及び業務執行取締役・執行役員並びに重要な使用人からの個別ヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
 - (c) 監査役は、監査部の職員に監査業務に必要な事項を担当させることができる。監査部は、監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。
 - (d) 監査役会は、監査の実施にあたり必要に応じて、会社の費用で法律及び会計の専門家を活用することができる。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

- ① 内部統制システム全般
 - (a) 当社及びグループ会社の内部統制システムを整備・運用し、内部統制の目標を効率的に達成するため、監査部が年間の監査計画に基づいて業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。当事業年度はグループ会社20社に対して監査を実施しております。
 - (b) 財務報告に係る内部統制については、内部統制管理規程に基づき、内部統制・JSOX評価委員会が当社グループの内部統制が適正に機能していることを確認し、代表取締役に報告しております。
- ② コンプライアンス体制
 - (a) グループ全体のコンプライアンスの方針策定や状況確認を行う「コンプライアンス委員会」、グループ各社・各部門で取組みを進める「コンプライアンス推進委員会」、各コンプライアンス推進委員会の代表が具体策を検討する「コンプライアンス・リーダー会議」を設置し、かつそれぞれの会議体が相互に連携を図っております。

- (b) コンプライアンスの浸透を図るため、コンプライアンス研修・コンプライアンス大会・事業所勉強会を開催しております。当事業年度は、コンプライアンス研修を22回、コンプライアンス大会を87回、事業所勉強会を41回開催いたしました。
- (c) 日本ハムグループ内部通報者保護規程に則った運用を進めることで、コンプライアンス経営の徹底を図っております。特に、当社グループの全使用人が、組織、部署、立場等に制約されることなく自由に相談・通報できるよう、社内及び社外に窓口を複数設置し、不正行為等の防止と早期発見に努めております。
- ③ リスク管理体制
- (a) 当社グループにおけるリスクマネジメント（リスク発生の予防及び経営危機の緊急対応）に関する課題及び対応策を協議し、グループ経営に寄与することを目的に設置されたリスクマネジメント委員会において、当社グループ全体の横断的なリスク管理を行っております。当事業年度は4回開催し、「災害・環境」、「ヒト」、「モノ」、「カネ」、「情報」等の分野別テーマで横断的に分析・評価を行いました。
- (b) 大規模な事故、災害、不祥事等が発生したときは、リスクマネジメント委員長が対策本部長として対策本部を設置して対応に当たっております。
- ④ グループ会社の経営管理
- (a) 当社グループ各社の経営管理については、関係会社管理規則に基づき、グループ各社の業務執行について重要度に応じて、当社の取締役会又は取締役の決裁を受ける体制を構築しております。
- (b) 取締役会において、四半期毎に事業別業務執行状況の報告を受けております。
- ⑤ 効率的な職務執行の体制
- 当社は、取締役会規則に基づき取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確化しております。当事業年度においては、取締役会を19回開催したほか、当社グループ内の連絡調整を図り、業務の円滑な運営を期するために設置し、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関である経営戦略会議を24回開催いたしました。
- ⑥ 監査役の職務執行
- (a) 監査役は、取締役会のほか内部統制・JSOX評価委員会、リスクマネジメント委員会、ガバナンス会議、経営戦略会議等の重要会議に出席し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (b) 監査役は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員又は重要な使用人に対し事業の報告を求めるとともに、当社及び当社子会社の業務及び財産の状況を調査しております。
- (c) 監査役は、監査部及び会計監査人と定期的に情報・意見を交換する場を設けることにより、監査の実効性を高めております。当事業年度は、監査部と12回、会計監査人と12回、それぞれ定期的に情報・意見を交換する場を設けました。
- (d) 監査役会に監査役スタッフを2名配置し、監査役の職務が円滑に遂行できる体制にしております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由に活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由な意思に依拠すべきであると考えております。

一方、当社は、顧客の皆様やお得意先様に対し安全で安心な商品を安定的に供給し豊かな食生活の実現を通して社会に貢献していきたいと考えており、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従って、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが株主共同の利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、当社の企業価値向上のため、以下の取組みを実施しております。

「当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組み」

当社は、中長期的視点による継続的な投資、長年培ってきた経験やノウハウの承継、様々なステークホルダーとの信頼関係等を基盤として、食肉事業を中心とする「食」の事業領域で、その生産から販売までの一貫体制（インテグレーション）と、そのインテグレーションを基盤とした食糧の安定供給力及び国内外で確立した品質保証体制という当社の企業価値の源泉を形成してまいりました。

当社は、それらの企業価値の源泉を基軸に、前記「1. 企業集団の現況に関する事項（11）対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、さらなる企業価値の向上につなげてまいります。

「コーポレート・ガバナンス強化による企業価値向上の取組み」

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるためには、当社グループが最適と考えるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、機能させることが不可欠であり、基本的な考え方と枠組みをまとめた「ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針」を制定し公表するとともにその充実に継続的に取り組んでおります。

当社グループのコーポレート・ガバナンスは、グループ全体の経営の透明性と効率性を高

め、迅速かつ適正な意思決定と業務執行の適正性を確保し、積極果敢な経営判断を可能にするとともにその責任を明確にすることを基本としております。一例として、取締役会には複数名の社外取締役を選任するほか、取締役会の機能を補完するための任意委員会を設けており、特に「報酬検討委員会」「役員指名検討委員会」については、委員の過半数を独立社外役員で構成しかつ社外取締役を委員長としております。また、監査部監査以外に、品質、環境など機能別に実施するモニタリングの充実、社外役員を含めた全役員と重要情報（業務上の損害や事故、トラブルなどの非日常的な事象に関する情報）を迅速に共有する体制を整備することで業務執行の適正性を確保しております。

- ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

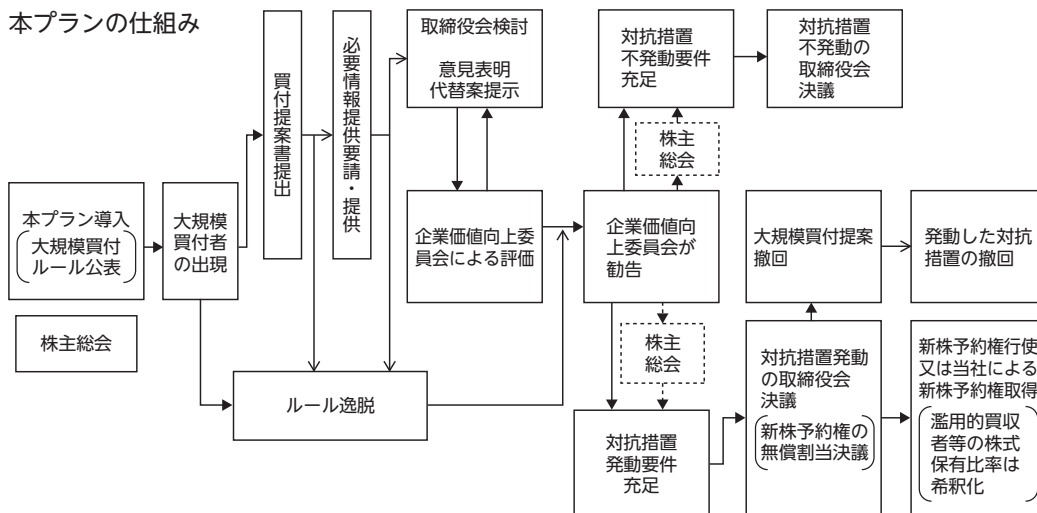
当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を決議し、平成27年6月25日開催の第70回定時株主総会においてご承認いただき継続導入しております。

本プランは、当社取締役会が、大規模買付者（下記に定義します。）より事前に大規模買付提案（下記に定義します。）に関する情報の提供を受けた上で、大規模買付者との交渉及び大規模買付提案の検討を行う期間を確保し、大規模買付提案が当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資するものか否かの判定を行うことを第一の目的としております。これに対し、大規模買付者が事前の情報提供や予告なく大規模買付行為（下記に定義します。）を開始する場合や、大規模買付行為により当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されると認められるような場合には、対抗措置として一部取得条項付新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととするものです。

本プランの概要は以下のとおりです。

本プランのスキーム構成要素	左記構成要素の概要
導入・更新	取締役会決議＋株主総会（普通決議）
本プランの対象となる買付行為	大規模買付行為
大規模買付行為に係る買付提案の検討機関	当社から独立した3名以上5名以下の委員で構成する「企業価値向上委員会」
情報提供の回答期限	60日（但し、最長30日延長可能）
検討期間	60日（対価が円貨の現金のみの場合）又は90日（対価が円貨の現金のみ以外の場合）
発動の決定機関	取締役会（但し、企業価値向上委員会が株主の意思を確認するよう勧告する場合、株主総会）
対抗措置の内容	一部取得条項付新株予約権の無償割当て
対抗措置の発動要件の概要	①企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすおそれがある場合（いわゆる東京高裁4類型） ②必要情報提供手続に応じないなど予告なく買付を開始する場合 ③強圧的二段階買付 ④買付等の提案の内容が、①から③までの要件と実質的に同程度に企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのあることが客観的かつ合理的に推認される場合
有効期間	3年（平成30年6月開催予定の定時株主総会終結の時まで）

本プランの仕組み



(a) 本プランの対象となる大規模買付者

当社議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株式の買付行為（以下、「大規模買付行為」といいます。）を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）が対象となります。

(b) 必要情報提供手続

当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に係る買付提案（以下、「大規模買付提案」といいます。）に係る情報（以下、「本必要情報」といいます。）の提供を求め、大規模買付者は、原則60日以内（最長30日延長できるものとします。）に本必要情報を提供するものとします。なお、大規模買付者から提出された本必要情報が十分かどうか、当社取締役会が要求した本必要情報の内容・範囲が妥当かどうか、及び、必要情報提供期間を延長するかどうかについては、当社取締役会が企業価値向上委員会の助言及び勧告を受けながら決定いたします。また、当社取締役会が本必要情報の追加の要請をした場合には、大規模買付者から本必要情報の一部について提供が困難である旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が要求する本必要情報が全て揃わなくても、本必要情報の提供を完了したと判断し、当社取締役会による検討を開始する場合があります。

(c) 取締役会による検討手続

当社取締役会は、最長60日間（対価を現金（円貨）のみとする場合）又は最長90日間（その他の方法による買付提案の場合）（以下、総称して「取締役会検討期間」といいます。）で大規模買付者及び大規模買付提案の検討を行い、当社取締役会としての意見の公表、大規模買付者との交渉及び代替案の提示を行うものとします。

(d) 企業価値向上委員会による勧告の尊重

独立社外者から構成される企業価値向上委員会は、当社取締役会に対し勧告を行い、当社取締役会はその判断の際には当該勧告を最大限尊重します。

(e) 大規模買付者による大規模買付行為の制限期間

大規模買付者は、取締役会検討期間終了まで、また、企業価値向上委員会から対抗措置の発動・不発動に関して当社株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当該意思確認の手続が完了する時まで、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

(f) 対抗措置の発動及び不発動

当社取締役会は、企業価値向上委員会において対抗措置発動要件に該当する事情が存在する旨の勧告が行われた場合には、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを決議します。但し、企業価値向上委員会において対抗措置発動に関して株主の皆様の意思を確認すべき旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会において株主の皆様の意思を確認するものとし、対抗措置の発動に賛同する決議が得られた場合に本新株予約権の無償割当てを決議します。

一方、企業価値向上委員会において対抗措置発動要件のいずれかに該当する事情が存在する旨の勧告が行われない場合及び株主の皆様の意思を確認する株主総会において対抗措置の発動に賛同する旨の決議が得られなかった場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

なお、本新株予約権には、対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者に対する権利行使の制限、及び対抗措置発動要件を充足すると判断された大規模買付者以外の株主の皆様から本新株予約権と引き換えに当社株式を交付することがあるという取得条項が付されています。

(g) 本プランの有効期限

本プランの有効期限は、平成30年6月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

④ 本プランに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社取締役会は、下記の理由により、本プランが基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと判断します。

(a) 本プランは、経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や経済産業省に設置された企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に沿った内容であること。

(b) 本プランは、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保し、かつ、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、株主共同の利益の確

保・向上を図るという目的をもって導入されたものであること。

- (c) 本プランに対する株主意思を尊重するため、i) その有効期限を平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結の時までと設定し、今後も、当社株主総会において、本プランの継続又は修正に関して株主の皆様の意思確認を行うとしていること、及びii) 対抗措置を発動するか否かの判断について、企業価値向上委員会の勧告があった場合、株主総会において株主の皆様の意思確認を行うとしていること。
- (d) 本プランにおいては、当社に対する大規模買付行為が行われた場合、独立社外者で構成される企業価値向上委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動を判断することとしており、さらに、企業価値向上委員会は当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様 に情報開示をする仕組みにしていること。
- (e) 本プランは、合理的かつ詳細な対抗措置発動の客観的要件の充足が企業価値向上委員会において判断されない限り発動されないように設定されており、かつ、同様に対抗措置不発動要件も設定されているため、当社取締役会の恣意的判断が排除される仕組みが確保されていること。
- (f) 本プランは、1年の任期である取締役から構成される当社取締役会の決定により廃止することが可能となっており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）などの経営陣による買収防衛策の廃止を不能又は困難とする性格を有するライツプランとは全く性質が異なること。
- (g) 企業価値向上委員会は、当社の費用で、独立した第三者専門家の助言を受けることができ、これにより企業価値向上委員会による判断の公正さ及び客観性がより強く担保されていること。

(ご参考)

本プランは、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、当社企業価値の毀損を防止するために必要な範囲に限り導入されるものであり、当社は、当社大規模買付提案に対する対応方針導入の客観性と合理性を担保し、当社取締役会が負う株主からの受託者責任・説明責任を果たすため、当社取締役会が次の措置を講じることを、「ニッポンハムグループ・コーポレートガバナンス基本方針」第3章1.(6)③において明らかにしております。

- i) 当社と独立した関係にある社外委員により構成される企業価値向上委員会を設置し、当社株式の大規模買付提案に対する対抗措置の発動・不発動の判断における取締役会の恣意的判断を排除する。

ii) 企業価値向上委員会において、大規模買付提案に対する対応方針（買収防衛策）の当社における必要性・合理性を少なくとも年1回以上検証する。

上記 i) に従って設置された企業価値向上委員会の構成及び委員、当事業年度における企業価値向上委員会の活動状況並びに上記 ii) に従って行われた企業価値向上委員会による本プランの検証の結果は次のとおりであります。

1. 企業価値向上委員会の構成及び委員

(1) 企業価値向上委員会の構成

企業価値向上委員会は、当社から独立した関係にある社外取締役・社外監査役又は有識者（大学教授等を含みます。）、弁護士、公認会計士等の外部専門家であり、本プランの運用規則に定める一定の基準を満たした方の中から当社が選任した3名以上5名以下の委員で構成されます。

(2) 委員の氏名及び略歴

当社は、平成27年6月25日開催の定時株主総会で本プランの継続についてご承認いただくとともに、委員4名を選任しておりましたが、平成28年2月23日付で大塚和成氏が辞任されたため、現在3名体制となっております。

また、当社は、平成28年6月28日を就任日として、委員2名を増員し、合計5名の委員でその後の企業価値向上委員会を構成することを予定しております。

現任の委員及び新たに就任する予定の委員の氏名及び3月31日時点の略歴は次のとおりです。

氏 名		略 歴
たか 高	いわお 巖	平成3年9月 ペンシルベニア大学ウォートン・スクール フィッシャー・スミス客員研究員
		平成6年4月 麗澤大学国際経済学部専任講師
		平成13年4月 同大学国際経済学部（現：経済学部）教授（現任）
		平成14年4月 同大学大学院国際経済研究科（現：経済研究科）教授（現任）
		平成17年6月 三井住友海上火災保険(株)社外取締役
		平成19年4月 京都大学経営管理大学院 客員教授
		平成20年4月 三井住友海上グループホールディングス(株)社外取締役
		平成21年4月 麗澤大学経済学部学部長
		平成22年6月 当社社外取締役（現任）
		平成27年6月 三菱地所(株)社外監査役（現任）

●高 巖氏は、当社社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。また、当社は34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。

氏 名	略 歴
にし やま しげる 西 山 茂	昭和62年3月 公認会計士登録 平成12年4月 早稲田大学大学院助教授 平成15年4月 ビジョン(株)社外監査役（現任） 平成18年4月 早稲田大学大学院教授（現任） 平成24年6月 アステラス製薬(株)社外監査役（現任） 平成27年7月 ユニプレス(株)社外監査役（現任）

- 西山 茂氏と当社との間における特別の利害関係はありません。また、当社は株式会社東京証券取引所規定の「独立性基準」及び34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。

氏 名	略 歴
もり もと つとむ 森 本 勉	昭和60年4月 ダイキン工業(株)入社 平成4年4月 ダイキンヨーロッパ社（ベルギー駐在） 平成7年10月 ダイキンヨーロッパ社英国事務所長（英国駐在） 平成11年1月 ダイキン工業(株)グローバル戦略本部マーケティング部課長 平成11年4月 同社秘書室課長 平成14年7月 同社秘書室グローバル担当部長 平成23年6月 同社秘書室長 平成26年6月 同社執行役員秘書室・グッドマン社担当（現任）

- 森本 勉氏と当社との間における特別の利害関係はありません。また、当社とダイキン工業(株)の間に取り関係がありますが、当期の取引金額は1,000万円未満であり、当社は、株式会社東京証券取引所規定の「独立性基準」及び34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。

氏 名	略 歴
おお つか あきら 大 塚 明	昭和48年4月 神戸弁護士会（現：兵庫県弁護士会）登録 昭和52年5月 神戸法律事務所開設 昭和52年6月 海事補佐人登録 昭和63年7月 日本海運集会所海事仲裁委員（現任） 平成6年4月 神戸地方簡易裁判所民事調停委員 平成13年4月 兵庫県弁護士会会長 平成15年10月 神戸市教育委員（現任） 平成16年4月 日本弁護士連合会副会長 平成17年4月 神戸学院大学法科大学院客員教授 平成20年4月 神戸居留地法律事務所開設、現在に至る。 神戸学院大学法科大学院教授 平成23年3月 (株)ノーリツ補欠監査役（現任） 平成23年6月 当社監査役（現任）

- 大塚 明氏は、当社社外監査役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。また、当社は34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。

氏 名	略 歴
きた ぐち まさ ゆき 北 口 正 幸	平成 9 年11月 センチュリー監査法人（現：新日本有限責任監査法人）入所 平成14年 4 月 公認会計士登録 平成15年 6 月 新日本監査法人（現：新日本有限責任監査法人）退所 平成15年 7 月 北口公認会計士事務所所長（現任） 平成25年 1 月 大阪弁護士会弁護士登録、北口法律事務所所長 平成27年 1 月 招和法律事務所代表（現任）

●北口正幸氏と当社との間における特別の利害関係はありません。また、当社は株式会社東京証券取引所規定の「独立性基準」及び34頁記載の「社外役員の独立性に関する基準」と照合の結果、同氏が当社からの独立性を有していると判断しております。なお、同氏は本年 6 月開催予定の第71回定時株主総会第 3 号議案「補欠監査役 1 名選任の件」で選任をお願いする補欠の社外監査役候補者であります。

2. 平成27年度企業価値向上委員会の活動状況

活動項目／開催日時	委員出欠	議 題
第 1 回 平成27年 8 月 7 日	4 名/ 4 名 (100%)	・ 2016年 3 月期第 1 四半期業績説明 ・ 海外IR報告 ・ 株主総会と買収防衛策の状況
第 2 回 平成27年12月11日	3 名/ 4 名 (75%)	・ 2016年 3 月期第 2 四半期業績説明 ・ 決算説明会と質疑応答内容の報告 ・ 当社コーポレートガバナンス基本方針と他社の状況
第 3 回 平成28年 2 月24日	3 名/ 3 名 (100%)	・ 新経営体制の報告 ・ 2016年 3 月期第 3 四半期業績説明 ・ 買収防衛策の他社動向と当社における検証（意見聴取） ・ コーポレートガバナンス・コードの他社対応動向
グループ展示会 平成28年 1 月27日～29日	2 名/ 3 名 (66.7%)	・ 当社グループの取組みを紹介（グループの事業領域の広がり、品質保証体制、提案力、開発力、社会貢献活動など）
グループ幹部会 平成28年 3 月28日	3 名/ 3 名 (100%)	・ 新中期経営計画パート5のもと、71期の進捗、72期課題とグループ全体の方針と活動予定の共有 ・ 投下資本に対する効率性向上について

3. 企業価値向上委員会による本プランの検証結果について

本プランの有効期限は、平成30年6月開催の定時株主総会終結の時までとされておりますが、当事業年度中に開催された企業価値向上委員会において、本プランについて、その必要性や合理性を損なう事実が生じていないことが確認されております。同時に、企業価値向上委員より、本プランの導入の必要性については、株主の皆様へ納得していただくための十分な説明が不可欠であり、例えば事業本部間の連携によるシナジー効果がどのように生まれているのかなどの説明をさらに充実させるとともに、さらなる企業価値・株主価値向上に向けて、そのあり方についても継続して検証すべきとの意見が出されております。

さらには、各委員から、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上の視点で、コーポレート・ガバナンス体制、事業戦略、海外戦略、ブランド戦略、財務・資本戦略、品質保証体制及び人材育成等について、幅広い視点で様々な意見をいただいております。

(3) 剰余金の配当等に関する事項

① 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当等の決定に関する方針は、長期的発展の礎となる企業体質強化のための内部留保の充実と安定配当を基本として、業績に対応した配当を実施してまいりたいと考えております。

内部留保金は、将来にわたっての競争力を維持成長させるための投資資金として有効に活用してまいります。

配当については、連結業績に応じた利益配分を基本に連結配当性向30%を目安として、安定的かつ継続的な配当成長を目指してまいります。当分の間は配当金の下限を1株当たり16円とする予定です。

自己株式の取得については、成長への投資や財務体質を勘案しつつ、1株当たりの株主価値とROEの向上を目的として機動的に実施してまいります。

② 剰余金の配当の状況

当期の配当につきましては、上記の方針に基づき、連結財務状況や通期の連結業績等を総合的に勘案したうえで、1株当たり33円とさせていただきました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は表示単位未満を、比率その他の数字は表示の数値未満を四捨五入して表示しております。
ただし、株式数については表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負債及び資本の部)	
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び現金同等物	67,321	短 期 借 入 金	41,374
定 期 預 金	10,354	一年以内に期限の到来する長期債務	11,461
受取手形及び売掛金	128,352	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	94,420
貸 倒 引 当 金	△382	未 払 法 人 税 等	7,122
棚 卸 資 産	137,395	繰 延 税 金	1,584
繰 延 税 金	6,041	未 払 費 用	21,858
そ の 他 の 流 動 資 産	10,934	そ の 他 の 流 動 負 債	23,089
流 動 資 産 合 計	360,015	流 動 負 債 合 計	200,908
有形固定資産(減価償却累計額控除後)	268,172	退 職 金 及 び 年 金 債 務	14,426
無形固定資産(償却累計額控除後)	4,832	長期債務(一年以内期限到来分を除く)	101,771
投 資 及 び そ の 他 の 資 産		長 期 繰 延 税 金	2,632
関連会社に対する投資	4,737	そ の 他 の 固 定 負 債	1,758
その他の投資有価証券	24,978	負 債 合 計	321,495
そ の 他 の 資 産	10,800	当 社 株 主 資 本	
投資及びその他の資産合計	40,515	資 本 金	24,166
長 期 繰 延 税 金	9,321	資 本 剰 余 金	50,958
		利 益 剰 余 金	
		利 益 準 備 金	8,150
		その他の利益剰余金	275,051
		その他の包括損失累計額	△1,515
		自 己 株 式	△457
		当 社 株 主 資 本 合 計	356,353
		非 支 配 持 分	5,007
		資 本 合 計	361,360
資 産 合 計	682,855	負 債 及 び 資 本 合 計	682,855

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	1,240,728
売 上 原 価	1,019,504
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	174,884
その他の営業費用及び(△収益)－純額	12,151
支 払 利 息	1,386
その他の収益及び(△費用)－純額	△664
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	32,139
法 人 税 等	
当 期 税 金	12,905
繰 延 税 金	272
法 人 税 等 合 計	13,177
持分法による投資損失前当期純利益	18,962
持分法による投資損失(法人税等控除後)	△207
当 期 純 利 益	18,755
非支配持分に帰属する当期純損失	3,024
当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	21,779

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結資本勘定計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

区 分	資本金	資 本 金 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	そ の 他 の 包 括 利 益 (△損失) 累 計 額	自 己 株 式	当 社 株 主 資 本 合 計	非 支 配 分 持 分	資 本 合 計
平成27年4月1日現在	24,166	51,038	7,905	262,887	8,126	△458	353,664	2,760	356,424
当 期 純 利 益				21,779			21,779	△3,024	18,755
そ の 他 の 包 括 損 失					△9,641		△9,641	△653	△10,294
現 金 配 当				△9,370			△9,370	△41	△9,411
利 益 準 備 金 振 替 額			245	△245			—	—	—
自 己 株 式 の 取 得						△10	△10	—	△10
自 己 株 式 の 処 分		△10				11	1	—	1
子会社の取得及び増資							—	6,094	6,094
そ の 他		△70					△70	△129	△199
平成28年3月31日現在	24,166	50,958	8,150	275,051	△1,515	△457	356,353	5,007	361,360

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	290,014	流 動 負 債	189,696
現 金 及 び 預 金	38,901	支 払 手 形	439
受 取 手 形	95	買 掛 金	99,325
売 掛 金	92,999	短 期 借 入 金	15,818
商 品 及 び 製 品	28,508	1年内返済予定の長期借入金	7,500
仕 掛 品	68	リ ー ス 債 務 金	35
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,891	未 払 金	2,635
繰 延 税 金 資 産	906	未 払 費 用	9,866
関係会社短期貸付金	102,505	未 払 法 人 税 等	3,741
未 収 入 金	14,269	預 り 金	1,337
そ の 他 金	1,882	関 係 会 社 預 り 金	48,935
貸 倒 引 当 金	△10	そ の 他	65
固 定 資 産	180,650	固 定 負 債	94,693
有 形 固 定 資 産	32,154	社 債	30,000
建 物	8,804	新 株 予 約 権 付 社 債	30,083
構 築 物	1,303	長 期 借 入 金	33,500
機 械 及 び 装 置	2,799	リ ー ス 債 務 金	51
車 輜 運 搬 具	19	長 期 未 払 金	63
工 具 器 具 及 び 備 品	827	退 職 給 付 引 当 金	621
土 地	18,317	そ の 他	375
リ ー ス 資 産	85	負 債 合 計	284,389
無 形 固 定 資 産	1,741	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア	1,579	株 主 資 本	182,091
そ の 他	162	資 本 金	24,166
投資その他の資産	146,755	資 本 剰 余 金	43,084
投 資 有 価 証 券	18,290	資 本 準 備 金	43,084
関 係 会 社 株 式	33,837	利 益 剰 余 金	115,298
長 期 貸 付 金	86,954	利 益 準 備 金	6,041
長 期 前 払 費 用	225	そ の 他 利 益 剰 余 金	109,257
前 払 年 金 費 用	4,596	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	726
繰 延 税 金 資 産	843	別 途 積 立 金	95,000
そ の 他 金	3,499	繰 越 利 益 剰 余 金	13,531
貸 倒 引 当 金	△1,489	自 己 株 式	△457
資 産 合 計	470,664	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,067
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,067
		新 株 予 約 権	117
		純 資 産 合 計	186,275
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	470,664

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		791,426
売上原価		719,119
売上総利益		72,307
販売費及び一般管理費		66,917
営業利益		5,390
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,821	
貸倒引当金戻入額	36	
その他の	1,369	12,226
営業外費用		
支払利息	1,023	
その他の	809	1,832
経常利益		15,784
特別利益		
固定資産売却益	1	
その他の	25	26
特別損失		
固定資産売却損	16	
固定資産廃棄損	112	
減損損失	579	
関係会社株式評価損	7,688	
その他の	1	8,396
税引前当期純利益		7,414
法人税、住民税及び事業税	1,679	
法人税等調整額	413	2,092
当期純利益		5,322

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位 百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金							
平成27年4月1日残高	24,166	43,084	43,084	6,041	715	95,000	17,594	119,350	△458	186,142
事業年度中の変動額										
実効税率変更に伴う積立金の増加					11		△11	—		—
剰余金の配当							△9,370	△9,370		△9,370
当期純利益							5,322	5,322		5,322
自己株式の取得									△10	△10
自己株式の処分							△4	△4	11	7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	11	—	△4,063	△4,052	1	△4,051
平成28年3月31日残高	24,166	43,084	43,084	6,041	726	95,000	13,531	115,298	△457	182,091

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日残高	5,104	5,104	124	191,370
事業年度中の変動額				
実効税率変更に伴う積立金の増加				—
剰余金の配当				△9,370
当期純利益				5,322
自己株式の取得				△10
自己株式の処分			△7	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,037	△1,037	—	△1,037
事業年度中の変動額合計	△1,037	△1,037	△7	△5,095
平成28年3月31日残高	4,067	4,067	117	186,275

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

日本ハム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 誠一郎 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関口 浩一 [㊞]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田賢重 [㊞]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ハム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の3第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本ハム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月5日

日本ハム株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 東 誠一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関口 浩一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田 賢重

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ハム株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」の内容については指摘すべき事項はありません。また、その基本方針に基づく取組みの具体的内容は、当該基本方針に沿ったものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月7日

日本ハム株式会社 監査役会

常勤監査役	板垣	博	㊦
常勤監査役	西原	耕一	㊦
監査役	大塚	明	㊦
監査役	芝	昭彦	㊦
監査役	岩崎	淳	㊦

(注) 監査役 大塚 明及び監査役 芝 昭彦及び監査役 岩崎 淳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

第71回 定時株主総会会場のご案内

ブリーゼタワー 7階 サンケイホールブリーゼ
大阪市北区梅田二丁目4番9号

株主総会に関する
お問合せ先

日本ハム株式会社 総務部
☎06-7525-3025
月～金 9:00～17:30
(土・日・祝日を除く)



交通のご案内

JR大阪駅方面

- 1 JR「大阪駅」桜橋口より
徒歩約5分
- 2 阪神「梅田駅」西改札口より
徒歩約5分(後方車両が便利です)
- 3 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」
北改札口より徒歩約5分
(雨天時に便利です)

※西梅田の地下通路「ガーデンアベニュー 6-47出口」より直接お越しいただけます。

JR東西線北新地駅方面

- 4 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」
10号出口より徒歩約3分
- 4 JR東西線「北新地駅」
10号出口より徒歩約3分

最寄駅からのアクセス方法



※本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。
※受付開始時刻は午前9時を予定しております。